**特定化学物質作業主任者を選任しなければならない作業**

　次に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）

第一類物質

　１．ジクロルベンジジン及びその塩　　２．アルフア－ナフチルアミン及びその塩

　３．塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ）　　４．オルト－トリジン及びその塩

　５．ジアニシジン及びその塩　　６．ベリリウム及びその化合物

　７．ベンゾトリクロリド　　８．１から６までに掲げる物をその重量の１％を超えて含有し、又は７に掲げる物をその重量の０．５％を超えて含有する製剤その他の物（合金あつては、ベリリウムをその重量の３％を超えて含有するものに限る。）

第二類物質

 　アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）、インジウム化合物、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、オーラミン、オルト－トルイジン、オルト－フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、クロロホルム、クロロメチルメチルエーテル、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、コールタール、酸化プロピレン、三酸化二アンチモン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、四塩化炭素、１・４－ジオキサン、１・２－ジクロロエタン、３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタン、１・２－ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチル－２・２－ジクロロビニルホスフェイト、１・１－ジメチルヒドラジン、臭化メチル、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）、スチレン、１・１・２・２－テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トリレンジイソシアネート、ナフタレン、ニツケル化合物、ニツケルカルボニル、ニトログリコール、パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン、パラ－ニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、弗化水素、ベータ－プロピオラクトン、ベンゼン、ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩、ホルムアルデヒド、マゼンタ、マンガン及びその化合物、メチルイソブチルケトン、沃化メチル、溶接ヒューム、リフラクトリーセラミックファイバー、硫化水素、硫酸ジメチル、以上の物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの　（　　　　は令和３年４月１日から施行）

第三類物質

 　アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硝酸、二酸化硫黄、フエノール、ホスゲン、硫酸、

　以上の物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

※法改正により、第二類物質に新たに加わった上記　　　　の有機溶剤は、「特別有機溶剤」と呼ばれ、エチルベンゼンの塗装業務、１・２－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務、クロロホルム他９物質の特別有機溶剤業務に係る作業主任者については、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任するように定められました。

**四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない作業**

　次に掲げる四アルキル鉛等の業務（遠隔操作によって行なう隔離室におけるものを除くものとし、６に掲げる業務にあっては、ドラムかんその他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業

１．四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノツク剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）

２．四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）

３．前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

４．四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務

５．四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務

６．四アルキル鉛が入つているドラムかんその他の容器を取り扱う業務

７．四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第２号又は第４号に掲げる業務に該当するものを除く。）